

福島県の災害の状況及び県の取組み

復興ビジョン等策定プロジェクトチーム

平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況

人的被害及び住家被害(平成23年5月12日 8時00分現在)

市町村	人的被害					住家被害		
	死者	行方不明者	重軽傷者			全壊	半壊	一部破損
			重傷者	軽傷者				
人	人	人	人	人	棟	棟	棟	
南相馬市	535	403	59	2	57	4,603	486	
相馬市	417	52	71	71		4		
いわき市	301	82	4	3	1			
新地町	92	23	3		3	501		
浪江町	47	139						
大熊町	37	7		不明		30		
双葉町	24	11	1		1	58	5	
白河市	12		2		2	92	120	1,272
榎葉町	11	2	5	2	3	50		
須賀川市	10	1	1		1	383	757	8,198
葛尾村	4	1						
富岡町	3	8						
西郷村	3		4		4	41	104	514
その他	8	1	78	6	79	1,533	4,703	32,631
計	1,504	730	228	84	151	7,295	5,689	42,615

各分野の被害について

1 地震・津波による被害額 今後の調査により被害額の変更がある

(1) 農林水産関係の被害額 (平成23年4月27日現在)

約2,753億円

※原子力災害を除く

(2) 公共施設等の被害額 (平成23年4月27日現在)

約3,162億円

※南相馬市の一部及び双葉郡8町村の概算被害額は含まれていない。

(3) 商工業関連被害額 (平成23年4月25日現在)

約3,597億円

※製造業と商業（卸、小売）の被害額について算出している。

製造業については、機械、機械装備及び在庫、商業（卸、小売）については、建物及び在庫の被害額について算出している。

地震・津波による被害総額 9,512億円

2 原発事故による被害の状況

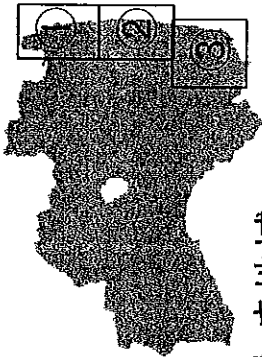
○原発事故の影響は、あらゆる産業、あらゆる分野に及んでおり、被害の全体像については、見通しすら立たない状況

○人権侵害など、精神的な負担も大きい。

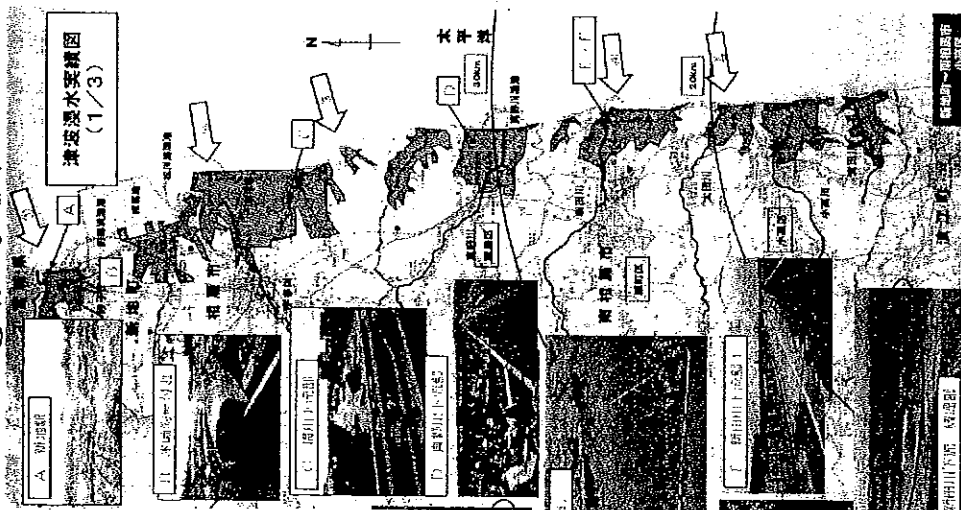
分野	項目	内容
農林畜水産業	出荷制限	一部地域において、ホウレンソウなどの野菜、たけのこ、原木シイタケ（路地）、原乳、コウナゴが出荷制限となっている。
	作付け等の自粛	風評被害を懸念して、葉タバコ作付け断念 規制外の魚についても、今年の漁を自粛
	入荷拒否・価格下落	カゴメ、デルモンテ福島県産の加工用トマトの契約見送り 秋に収穫した米の取引をキャンセルされた
製造業	入荷拒否	生キャラメルの出荷できず。 工業製品にも風評被害 原発事故前の製造加工品についても受け取りを拒否された
	放射線測定の要求	県内メーカーが取引先から残留放射線の測定を求められる 県ハイテクプラザに放射性物質の依頼が殺到
観光業	予約のキャンセル	会津東山温泉で3、4ヶ月先までキャンセルが出た 仙台市立小の8割、会津若松への修学旅行敬遠 県内旅館、風評に悲鳴、廃業・リストラ等も
その他	偏見による風評	「放射能うつる」と避難児童らがいじめにあったと通報 福島からの避難民「受入拒否」 ガソリンスタンドに「福島県民お断り」の貼り紙 大学合格者、原発事故で入学辞退 看護師・保健師、本県への派遣少ない。 風評被害で物流に支障、相馬地方にトラックが来ない。

福島県内の浸水の区域

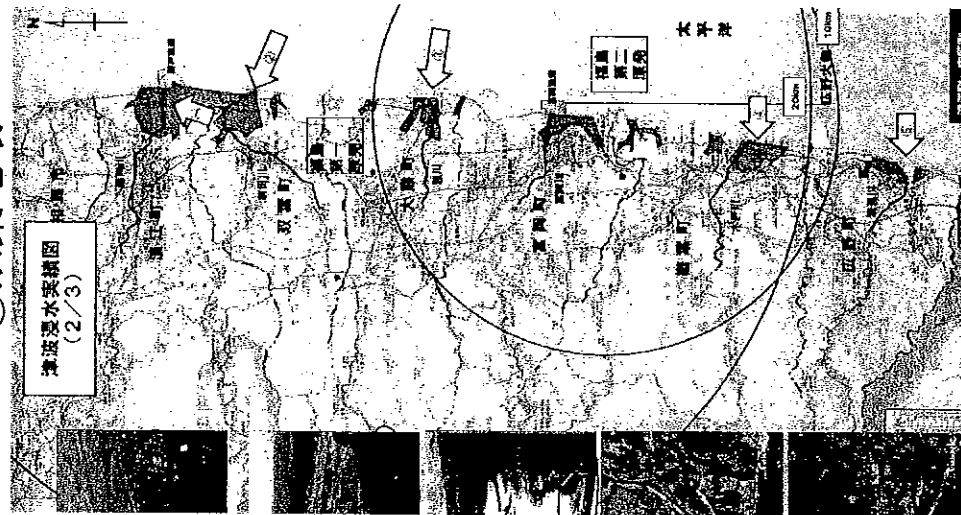
浸水面積: 112km²



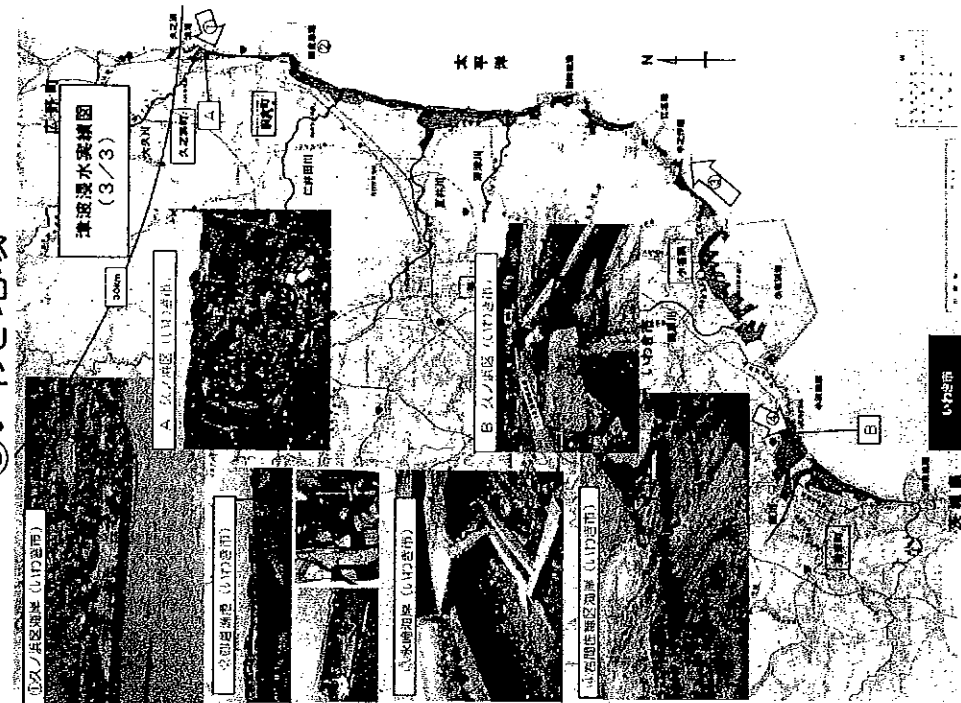
① 相馬地域



② 双葉地域

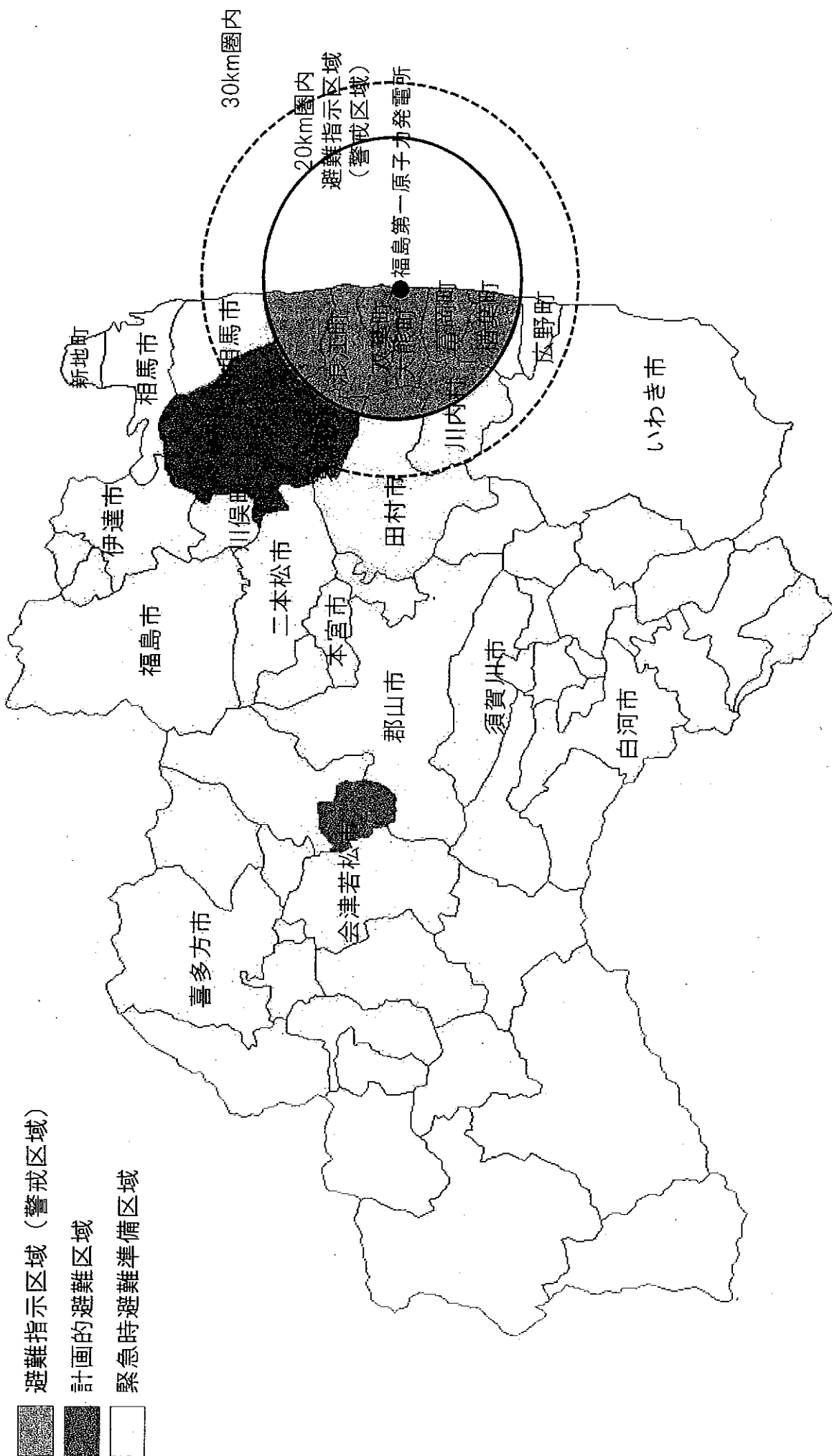


③ いわき地域

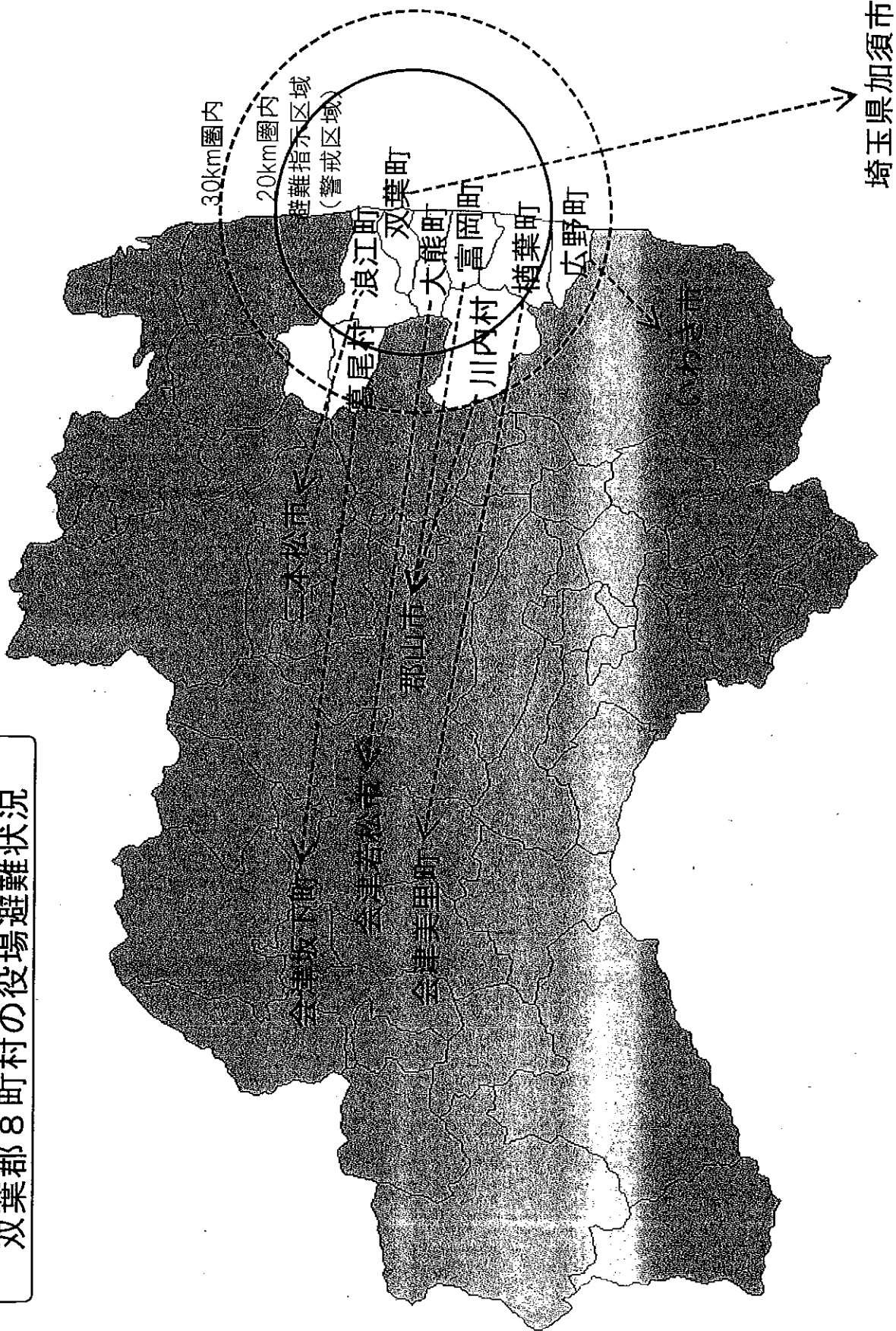


【出典】福島県土木部調査

原発事故の影響



双葉郡 8 町村の役場避難状況



避難の状況

平成23年5月12日
福島県災害対策本部発表

1 避難者数 98,159 人
(避難所入所者数 58,449人、その他 39,710人)

2 避難所入所者数 58,449 人

県内 平成23年5月11日現在

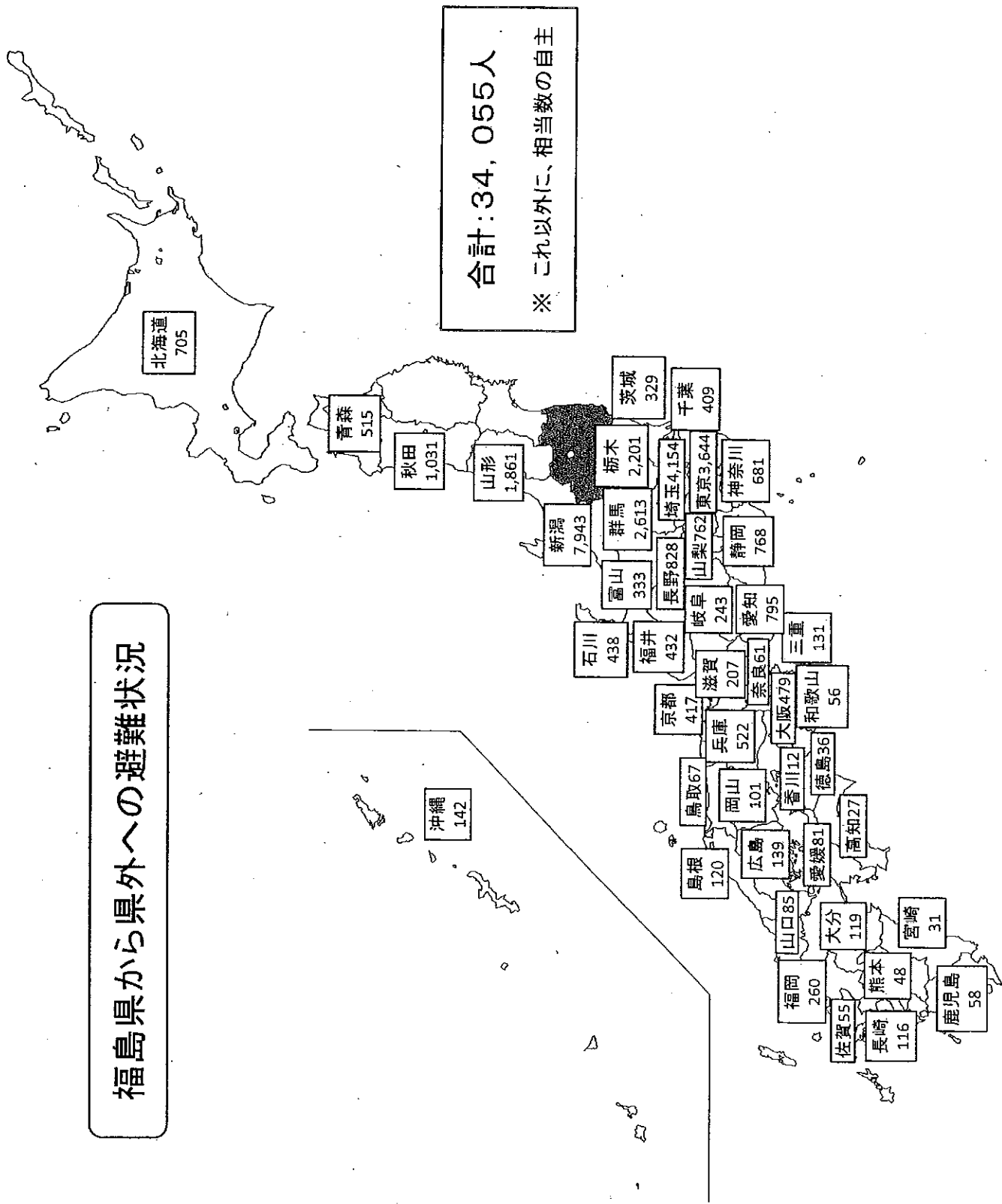
市町村名	県内への避難	
	一次避難所	二次避難所
1 福島市	4,048	3,208
2 二本松市	1,301	1,021
3 伊達市	137	0
4 本宮市	0	0
5 桑折町	0	0
6 国見町	3	0
7 川俣町	73	0
8 大玉村	363	0
9 郡山市	2,540	994
10 須賀川市	170	0
11 田村市	332	35
12 鏡石町	11	0
13 天栄村	6	6
14 石川町	411	393
15 玉川村	0	0
16 平田村	3	3
17 浅川町	0	0
18 古殿町	2	0
19 三春町	326	226
20 小野町	21	21
21 白河市	117	117
22 西郷村	309	7
23 泉崎村	106	106
24 中島村	4	0
25 矢吹町	78	71
26 棚倉町	68	68
27 矢祭町	18	18
28 塙町	57	57
29 鮫川村	2	2

市町村名	県内への避難	
	一次避難所	二次避難所
30 会津若松市	3,654	3,550
31 喜多方市	452	418
32 北塩原村	1,481	1,481
33 西会津町	43	18
34 磐梯町	410	402
35 猪苗代町	2,725	2,581
36 会津坂下町	125	85
37 湯川村	19	0
38 柳津町	236	203
39 三島町	0	0
40 金山町	13	13
41 昭和村	0	0
42 会津美里町	205	70
43 下郷町	260	260
44 檜枝岐村	34	34
45 只見町	21	21
46 南会津町	501	492
47 相馬市	960	0
48 南相馬市	454	0
49 広野町	0	0
50 楡葉町	0	0
51 富岡町	0	0
52 川内村	0	0
53 大熊町	0	0
54 双葉町	0	0
55 浪江町	0	0
56 葛尾村	0	0
57 新地町	329	0
58 飯館村	0	0
59 いわき市	1,966	487
合計	24,394	16,468

県外 平成23年5月9日現在

県名	避難者数
1 新潟県	7,943
2 埼玉県	4,154
3 東京都	3,644
4 群馬県	2,613
5 栃木県	2,201
6 山形県	1,861
7 神奈川県	681
8 千葉県	409
9 その他	10,549
合計	34,055

福島県から県外への避難状況



合計: 34,055人
 ※ これ以外に、相当数の自主

【出典】 福島県災害対策本部資料(H23.5.9 17:00現在) 岩手県、宮城県は調査未了

福島県におけるこれまでの主な取組み

被災者支援

NO	項目	主な関係部局	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	災害救助法の適用	災害対策本部	・災害直後の応急的な生活の救済などを定めた災害救助法の適用	・3/12 適用
2	被災者生活再建支援法の適用	災害対策本部	・被災者の自立した生活の開始を支援することを目的とした被災者生活再建支援法の適用	・3/11 適用
3	避難者の所在確認	災害対策本部	・定期的な被害状況の収集と公表及び避難者の所在確認	
4	被災者情報の提供	災害対策本部	・生活支援に関する情報の提供や双葉郡支援センターの設置	
5	生活福祉金貸付け	保健福祉部	・県独自の生活福祉基金の貸付	・4/15現在 1万4千人に20億円貸付(予算63億円)
6	避難所での心のケア	保健福祉部	・医療班の活動と心のケア(医療班(医師、保健師、薬剤師等)が各県からの応援とともに被災地および避難所を訪問し活動)	
7	巡回医療支援	県立医科大学	・避難所に避難している被災者を対象に、エコノミー症候群、心のケア、小児・感染及び看護保健の4チームによる巡回診療を実施	
8	20~30Km圏内在宅患者医療支援	県立医科大学	・福島第1原発から30Km圏内の在宅要介護者等を対象に巡回診療を実施	
9	被災地の動物愛護	保健福祉部	・被災地の動物愛護の対応。	・4/15「福島県動物救護本部」を設置 ・4/19 義援金の募集を開始
10	生活福祉金貸付け	保健福祉部	・生活福祉資金・緊急小口資金(特例貸付)の貸し付け	
11	二次避難の実施	災害対策本部	・旅館・ホテルへの二次避難の実施	・4/16 2次避難実施計画完成 ・4/23 壁新聞のダイジェスト版を作り避難全世帯に配布
12	義援金の配分	保健福祉部	・県独自の義援金の受付と配分	・4/18 市町村に32億円を配分
13	災害廃棄物処理対策	生活環境部	・災害廃棄物処理対策協議会の設置	
14	行方不明捜索など	災害対策本部・県警本部	・治安維持、避難誘導、行方不明者捜索、遺体安置、立入規制等	

住宅対策

1	住宅の応急危険度判定	土木部	・住宅を重度に被災された方に対して、専門家が住宅の安全性を確認するための判定士の派遣	
2	避難所入居情報センターの設置	災害対策本部	・避難所入居者情報センターの設置及び稼働、状況報告	
3	住宅全般の相談窓口の設置	土木部	・住宅全般に対する相談窓口を設置	
4	応急仮設住宅等の整備	土木部	・応急仮設住宅の整備(目標:2万4千戸) ・借上げ住宅の供給(目標:1万戸) ・公営住宅空き家の提供(目標:1千戸)	・4/11 建設業者公募開始 ・4/21 当初建設する4千戸分の事業候補者を決定 ・4/21 桑折町で72戸完成、入居開始
5	災害復興住宅融資	土木部	・災害復興住宅融資等の案内	・被災住宅復旧のための建設資金等を受け付ける「独立行政法人住宅金融支援機構」を紹介

インフラの復旧

1	水道の復旧	企業局	・ 県営工業用水道施設の復旧	
2	農地・農業用施設の災害復旧	農林水産部	・ 農地・農業用施設の災害復旧	・ 被害集計約2,753億円 (H23 4/27現在) ・ 災害査定 5/16～予定
3	土木部関連公共施設の災害復旧	土木部	・ 土木部関連公共施設の災害復旧及び応急工事の実施	・ 被害集計約3,162億円(4,949箇所) (H23 4/27現在) ・ 応急復旧工事 5/2～ ・ 災害査定 5/10～
4	都市ガスの復旧	災害対策本部	・ 都市ガスについての復旧状況の把握	

雇用対策

1	雇用対策	商工労働部	・ 緊急雇用創出基金事業を活用した雇用対策	
---	------	-------	-----------------------	--

中小企業者支援

1	中小事業者融資	商工労働部	・ 中小企業者向け震災対策特別資金の創設 ・ 事業者への資金融資における特別支援	・ 警戒区域等の指示により、移転を余儀なくされる中小企業に無利子・無担保最大20年の融資制度の創設について経済産業省と合意
2	被災事業者の事業再開	商工労働部	・ ふるさとふくしま巡回就職相談会の実施	
3	被災事業者の事業再開	商工労働部	・ 中小企業の復興に向けた支援拠点の構築	・ 4/17 いわき市に南双葉4町村で復興センターを開設
4	被災法人の事業継続	商工労働部	・ 被災企業に対して空き工場の紹介	

農林水産業者支援

1	農業団体の負担金の相談窓口の設置	農林水産部	・ 農業団体の負担金についての相談窓口の開設	
2	農業経営安定資金	農林水産部	・ 農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金）の融通	・ 個人：300万円、法人：500万円
3	農林水産業の金融支援	農林水産部	・ 農林水産業に関する金融支援	・ 4/5 経営資金関係の融資 ・ 4/15 漁業、水産加工業が対象の無利子融資（漁業経営対策特別資金）
4	農業経営特別資金	農林水産部	・ 漁業経営対策特別資金	
5	農林水産業相談窓口の設置	農林水産部	・ 農林水産業に関する相談窓口の設置	

教育の支援

1	サテライト式授業の開始	教育庁	・浜通りの高等学校に在籍している生徒を対象に、サテライト方式による授業の開始	
2	スクールカウンセラー	教育庁	・スクールカウンセラーの緊急派遣の実施	
3	入学金免除	教育庁	・県立高等学校の入学金免除	
4	奨学資金	教育庁	・奨学資金（高校等）緊急採用制度	

放射線の影響への対策

1	環境放射線モニタリングの実施	災害対策本部	・県内各方部、教育施設、公園、水道水、農畜産物、土壌、水産資源、工業製品等の環境放射線モニタリングの実施	
2	緊急被ばくスクリーニング・除染の実施	保健福祉部	・緊急被ばくスクリーニングの実施（県内10箇所実施。うち、5箇所除染の実施）	
3	高度被ばく者の除染・診療	県立医科大学	・福島第1原発内の作業等高度被ばく者に対するホールボディカウンターによる被ばく線量測定、除染及び診療	
4	放射線健康リスクアドバイザーによる講演会等	企画調整部	・放射線健康リスクアドバイザーの委嘱及び県内各地での講演会の実施	
5	放射線に関する相談窓口の設置	災害対策本部	・放射線に関する24時間相談窓口の設置	
6	農林水産物の出荷制限など	農林水産部	・農林水産物の出荷制限及び摂取制限など	
7	計画区域（20km圏内）における家畜の対応	農林水産部	・衛生対策として死亡家畜の消石灰散布と遮蔽及び瀕死畜及び野放し畜などの殺処分等	
8	放射線に対する農業技術の研究への着手	農林水産部	・土壌の放射線量低減策や放射性物質が農作物に吸収されにくい栽培方法の研究に着手	

損害賠償

1	損害賠償	災害対策本部	・事故の賠償問題に対応するプロジェクトチームの設置及び原子力損害に関する関係団体連絡会議の開催	・5/2 第1回連絡会議
---	------	--------	---	--------------

風評被害対策

1	物産フェア	観光交流局	・復興支援物産フェアの開催	・香川県で岩手・宮城・茨城県と共催
2	福島県産販売促進	農林水産部	・福島県産農産物の販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・4/1～3 県内小売店での販促イベント ・がんばろうふくしま応援店の募集 ・4/28～5/1 直売所フェア：県内直売所が連携し89所実施予定 ・県産牛乳等の安全・安心をPRするイベントを開催 ・4/16,17首都圏販売会

市町村支援

1	市町村支援	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村への県職員の出遣 役場機能を移転した市町村支援のための実務担当者の連絡協議会の開催 	
---	-------	--------	---	--

国への要望

1	国への要望	総務部	<ul style="list-style-type: none"> 国に対しての要望・提案を実施 	
2	復興構想会議	企画調整部	<ul style="list-style-type: none"> 国の復興計画に対する福島県からの提案 	

予算の確保

1	予算の確保	総務部	<ul style="list-style-type: none"> 復旧予算を確保するため事業の見直しを実施 	
2	電源交付金用途緩和	企画調整部	<ul style="list-style-type: none"> 電源交付金の用途緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 被災自治体人件費にも支出可能
3	復旧予算の確保	総務部	<ul style="list-style-type: none"> 11団体（9県、2政令指定都市）が共同して東日本大震災復興宝くじを発行 	

復興への取り組み

1	双葉8町村の復興会議	知事直轄	<ul style="list-style-type: none"> 双葉8町村を中心に県議や有識者で構成される復興会議の設置 	
2	福島県復興ビジョン	企画調整部	<ul style="list-style-type: none"> 福島県独自の復興ビジョンや復興計画の策定を担当する復興ビジョン等策定プロジェクトチームを発足 	<ul style="list-style-type: none"> 4/11にプロジェクトチームを発足 5/5までに浜通りを中心とした各首長と復興に関する意見交換を実施

国におけるこれまでの主な取組み

被災者支援

NO	項目	関係省庁	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	金融機関への要請	金融庁	・本人であることが確認できれば払い戻しに應ずる配慮	・通帳、証書、印鑑等の紛失に対し、便宜措置を要請したものの、3月11日付け
2	被保険者の一部負担金等の取扱い	厚生労働省	・医療保険証無しでも、保健扱いで医療機関の受診できるよう都道府県に指示。	・国民健康保険を運営する市町村などの判断で、窓口負担金の減免や納付猶予可能。3月12日付け
3	生活福祉資金貸付の特例	厚生労働省	・被災した世帯に、生活資金10万円以内を貸付	
4	各国・地域等からの緊急支援	外務省	・緊急援助隊、医療支援チーム等の活動、物資支援、寄付金等	・随時
5	被災生活衛生関係事業者等の対策	厚生労働省	日本政策金融公庫における災害貸付の金利引き下げ実施	・0.9%の引き下げ。 平成23年9月11日まで
6	医薬品などの対応	厚生労働省	・医薬品、医療機器、医療用ガス等の扱いの簡便化及び緩和	・多くの官公庁が例外措置や手続き簡素化などを実施
7	仮設住宅の入居期限	厚生労働省	・最長2年とされる入居期限の延長	
8	厚生年金保険料の一時免除	厚生労働省	・最大1年間の免除	対象者：被災者、被災事業者
9	税制緩和等支援	政府	・固定資産税免除、代替住宅の不動産所得税非課税等 ・自動車取得税、自動車税の非課税 ・法人税の還付等	被災者支援の特別措置を定めた税制改正法の成立4/27

住宅対策

1	応急仮設住宅の整備	財務省	・応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の整備	503億円
---	-----------	-----	----------------------------------	-------

インフラの復旧

1	激甚災害の指定（激甚災害法）	内閣府	・公共施設や学校、農地の災害復旧などについて、国庫補助のかさ上げ等。	・3/13 指定
2	がれき処理	環境省	・がれき処理の受入を42都道府県に打診	・3県で2490万t。「阪神」の1.7倍超
3	インフラの復旧	国土交通省	・公共事業費（道路、河川、下水道、港湾等）の修復について、国が98%拠出	・1次補正など

雇用対策

1	新規採用者（新卒者）への配慮	厚生労働省 経済産業省	・被災地の学生（新卒者等）採用に配慮するよう要請	
2	雇用・労働関係の特例措置	厚生労働省	・相談窓口の設置、未払賃金立替払制度、労働保険料等の納付期限延長・猶予等	・3/29
4	災害時における雇用保険の特例措置	厚生労働省	・雇用保険の失業手当を受給できる特例措置	対象：災害により休職もしくは一時的に離職を余儀なくされた方
5	雇用調整助成金	厚生労働省	・支給要件の緩和を実施	対象：災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主
6	雇用創出基金事業	厚生労働省	・対象分野に「震災対応分野」を追加 ・雇用期間の複数回更新が可能	・交付額：187.7億円 残額：81.9億円（H22までの残）

中小企業者支援

1	災害関係保証の発動等	中小企業庁	・災害関係保証の発動、設備資金融資の償還期間の延長、設備の災害復旧事業に係る補助、災害復旧貸付の金利引下げ	・激甚災害指定による措置（対象は全国）
2	政府系金融機関による大規模融資	日本政策投資銀行と商工組合中央金庫他	・4兆円規模の融資枠の確保（危機対応融資として約3兆円、災害復旧貸付の拡充による1兆円規模の融資）	
3	中小企業への補助等	経済産業省	自家発電設備の導入補助、輸出品の放射線量検査の検査料補助	・1次補正によるもの
4	中小企業倒産防止共済法施行規則の一部改正	中小企業庁	・災害による不渡りにより、売掛金の回収が出来ない共済契約者の資金繰り支援	
5	仮設店舗、仮設工場等の整備	中小企業庁	・早期事業活動に向けた仮設店舗、仮設工場等の整備	中小企業基盤整備機構
6	中小企業基盤整備機構の施設提供	中小企業庁	・被災地及びその周辺に所在する中小企業基盤整備機構の施設を自治体に提供（一時使用）	・福島県内では、相馬中核工業団地を提供。
7	各種貸付等の更なる条件緩和	中小企業庁	・災害時貸付の条件緩和（無利子化、貸付限度額の引き上げ、償還期間の延長及び据置期間の設定等） ・高度化貸付の既往債権の迅速な整理、償還猶予、返済期限延長	・危急の事業資金を確保するもの。 ・都道府県及び中小機構に対して要請。
8	中小企業の受注機会の増大（優先取引）	中小企業庁	・官公需における受注機会の増大及び企業への優先的に取引要請	
9	被災地への専門家チームの派遣と現地支援拠点の設置	中小企業庁	・専門家チームの被災地域への派遣、現地支援拠点（仙台、盛岡、福島）の設置、実践的なアドバイス体制の整備	・被災地の実態調査を行い、関係機関等の要望や課題を把握し、必要なアドバイスをする。

農林水産業者支援

1	被害農林漁業者等に対する融資	農林水産省	融資枠の拡大及び金融機関から無利子での借入れが可能（平成23年度補正予算の成立に伴うもの） 融資枠1,000億円	・「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の発動（5/2）
2	つなぎ資金等経営支援	農林水産省	・出荷制限及び風評被害等による影響対策支援 ・スーパーJ資金の弾力的な運用 ・畜産経営安定対策の要件緩和、特例措置	・プロパー資金、購買品の支払期限の延長等4/1 ・3千万円まで無担保3/30 ・4/20
3	除塩対策	農林水産省	・土地改良法の特例に関する法律（除塩対策） ・農地の除塩に国が9割まで補助。残り1割も市町村の特別交付金などで対応	・5/2 ・1次補正によるもの
4	被災農家への支援	農林水産省	・津波などにより作付け不能な農地10アール当たり35,000円の支援金を支給	・1次補正によるもの

教育の支援

1	就学機会の確保	文部科学省	・被災地域の児童生徒等の就学機会を確保する都道府県等への通知	・3/14
2	児童生徒の受入れ	文部科学省	・被災した児童生徒等の弾力的な受入れ	・3/24

放射線の影響への対策

1	環境放射線モニタリングの実施	文部科学省	・モニタリングカーを用いた空間線量率の測定 ・簡易型線量計を用いた固定測定点における積算線量の測定（20km以遠の地域のモニタリング実施） ・海上のモニタリング行動計画 ・福島県内の学校等のモニタリング実施	・毎日実施 ・3/25より毎日 ・3/22 ・4回実施
2	食品の摂取及び出荷制限	原子力災害対策本部 厚生労働省 農林水産省	・原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づく食品の摂取及び出荷制限の指示	・以降、県モニタリング状況により適宜指示有り
3	学校等の利用の考え方の提示	文部科学省	・福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方提示（校庭・園庭で3.8 μ Sv/時間以上）	・4/19
4	稲の作付けに関する指示	原子力災害対策本部 農林水産省	・警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域稲の作付けを控える指示（原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づく指示）	・4/22
5	家畜の移動についての方針の提示	農林水産省	・計画的避難区域等からの家畜の移動について、家畜の放射線測定を行い一定の基準以下であることを確認した上で移動方針提示	・4/22

損害賠償

1	原子力損害賠償紛争審査会の設置	文部科学省	・原子力損害の賠償に関する法律に基づき「原子力損害賠償紛争審査会」を設置	・第1回：4月15日 ・第2回：4月22日 ・第3回：4月28日 ・第4回：5月16日
---	-----------------	-------	--------------------------------------	--

風評被害対策

1	輸出品に対する諸外国の規制等の対応	外務省	・放射能の検査を行う等、規制を強化する国等（少なくとも50の国・地域）に対し、冷静な対応を呼びかけ実施	
2	風評被害に関する緊急メッセージ	法務省	・放射能に関し、根拠のない思い込みや偏見で差別することは人権侵害につながる旨を発信	